

自動販売機設置に係る契約書（共通ひな型）

賃貸人 公益財団法人八尾市文化振興事業団（以下「賃貸人」という。）と賃借人_____（以下「賃借人」という。）とは、飲料水等自動販売機（以下「自動販売機」という。）の設置に関し、次のとおり契約を締結する。

（貸付物件）

第1条 貸付物件は、次のとおりとする。

施設名称	所在地	貸付箇所	面積
八尾市文化会館 （プリズムホール）	大阪府八尾市光町2丁目40番地	●階 ● （別紙図面のとおり）	●m ² （1台）
八尾市文化会館 （プリズムホール）	大阪府八尾市光町2丁目40番地	●階 ● （別紙図面のとおり）	●m ² （1台）
八尾市文化会館 （プリズムホール）	大阪府八尾市光町2丁目40番地	●階 ● （別紙図面のとおり）	●m ² （1台）

（用途の指定等）

第2条 賃借人は、貸付物件を、自動販売機の設置場所の用途（以下「指定用途」という。）に自ら使用しなければならない。

2 賃借人は、貸付物件を指定用途に供するに当たっては、仕様書に示した条件を遵守しなければならない。

（指定期日）

第3条 賃借人は、貸付物件を令和5年1月1日までに指定用途に供しなければならない。

（指定期間）

第4条 賃借人は、貸付物件を、前条に定める期日（次条の規定により前条に定める期日を延期したときは、当該延期後の期日）から第6条に定める貸付期間満了の日まで、引き続き、指定用途に供しなければならない。

（指定期日の変更等）

第5条 賃借人は、不可抗力による貸付物件の滅失、損傷その他真にやむを得ない事由により第3条に定める指定期間の変更を必要とするときは、事前に詳細な事由に付した文書をもって、賃貸人の承認を求めなければならない。

2 前項の規定による賃借人の申請に対する賃貸人の承認は、文書によるものとする。

（貸付期間）

第6条 貸付期間は、令和5年1月1日から令和10年3月31日までとする。

(契約の更新)

第7条 前条に定める貸付期間満了時において、この契約の更新は行わず、貸付期間の延長も行わないものとする。

(貸付料の額)

第8条 貸付料は、総額 金_____円（うち消費税及び地方消費税の額である、本体価格に10%を乗じた金_____円）とする。

2 前項で云う消費税及び地方消費税の税率が変更される際には、当該消費税率の変更による額をもって、契約の変更を行ったものとする。

(貸付料の支払)

第9条 借人は、前条の貸付料を、次に定めるところにより、貸人の発行する請求書により納入しなければならない。

年次	納付金額	納入期限
第1年次（令和4年度）	_____円 (うち消費税及び地方消費税の額 金_____円)	令和5年2月28日
第2年次（令和5年度）	_____円 (うち消費税及び地方消費税の額 金_____円)	令和6年4月30日
第3年次（令和6年度）	_____円 (うち消費税及び地方消費税の額 金_____円)	令和7年4月30日
第4年次（令和7年度）	_____円 (うち消費税及び地方消費税の額 金_____円)	令和8年4月30日
第5年次（令和8年度）	_____円 (うち消費税及び地方消費税の額 金_____円)	令和9年4月30日
第6年次（令和9年度）	_____円 (うち消費税及び地方消費税の額 金_____円)	令和10年4月30日

(電気料及びその支払方法)

第10条 借人は、設置する自動販売機ごとに電気使用量を計測する証明用電気計器（計量法（平成4年法律第51号）に基づく検定証印又は基準適合証印（以下「検定証印等」という。）が付され、検定証印等の有効期間が経過していないものに限る。）（以下「子メーター」という。）を貸人の指示するところに設置しなければならない。

2 貸人は、当該施設全体の当該月の電気使用料の単価及び前項の電気使用量に基づき当該月の電気料を計算するものとする。

3 貸人は、前項の規定に基づき各月において計算した電気料を年次（年度）分を一括して、借人に請求書を送付するものとする。

4 借人は、前項の請求書に定める日までに貸人に電気料を支払わなければならない。

5 借人が電力会社等から直接電気の供給を受ける場合には、前3項の規定は適用しない。

6 当該施設の電源から自動販売機までの配線に要する費用及び自動販売機を設置することにより施設の電源の改修が必要な場合の当該経費は、借人の負担とする。

(費用負担)

第 11 条 自動販売機及び子メーターの設置、維持管理及び撤去に要する費用は、賃借人の負担とする。ただし、第 27 条第 1 項第 1 号の規定によりこの契約を解除されたことにより自動販売機を撤去する場合は、この限りではない。

(延滞損害金)

第 12 条 賃借人が、貸付料又は電気料をその納付期限までに納付せず、別に定める期限を指定して督促状を発した場合において、なおその指定期限までに納付しないときは、納付期限の翌日からこれを納付する日までの日数に応じ、年 14.6 パーセントの割合で延滞損害金を徴収する。ただし、特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(充当の順序)

第 13 条 賃借人が、貸付料、電気料及び延滞金を納入すべき場合において、賃借人が納入した金額が貸付料、電気料及び延滞金の合計額に満たないときは、延滞金から充当する。

(契約の保証)

第 14 条 契約保証金は、免除する。

(業務遂行の責任者)

第 15 条 賃借人は、この契約に関して、賃貸人と連絡調整を行う業務遂行上の責任者を定め、賃貸人に書面で通知するものとする。

(貸付物件の引渡し)

第 16 条 賃貸人は、第 6 条に定める貸付期間の初日に、貸付物件の引渡しを行う。

(瑕疵担保)

第 17 条 賃借人は、この契約締結後、貸付物件に数量の不足その他瑕疵のあることを発見しても、賃貸人に対し貸付料の減免又は損害賠償の請求をすることができない。

(善良なる管理者の注意義務及び使用上の制限)

第 18 条 賃借人は、善良なる管理者の注意をもって、貸付物件を維持保存するとともに、利用者が安心して商品を購入することができるよう、自動販売機の設置及び管理並びに商品の販売を行わなければならない。

2 賃借人は、貸付物件の現状を変更しようとするときは、事前に詳細な理由を付した書面をもって賃貸人に申出を行い、賃貸人の承認を得なければならない。

3 賃貸人は、前項の申出があったときは、速やかに事情を調査し、その承認の可否を書面により賃借人に通知するものとする。

(維持補修等)

第 19 条 貸付物件についての維持、保存、改良その他の行為をするため支出する経費は、すべて賃借人の負担とし、賃貸人は、貸付物件の維持補修の責を負わないものとする。

(毀損等の報告)

第 20 条 賃借人は、貸付物件の全部又は一部が滅失し、又は毀損した場合には、直ちに賃貸人にその状況を報告しなければならない。

2 賃借人は、その責めに帰すべき事由により、貸付物件を滅失し、又は毀損した場合は、自己の負担において貸付物件を原状に回復しなければならない。

(転貸等の禁止)

第 21 条 賃借人は、貸付物件の賃貸権を第三者に譲渡し、若しくは貸付物件を転貸し、又は指定用途を変更してはならない。

2 賃借人は、この契約に係る自動販売機及び賃借人が施した造作を第三者に譲渡してはならない。

3 前 2 項に定めるもののほか、賃貸人及び賃借人は、この契約により生ずる権利若しくは義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(実地調査)

第 22 条 賃貸人は、賃借人に対し売り上げ状況等について所要の報告若しくは資料の提出を求め又は実地に調査することができる。この場合は、賃借人は、その調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(通知義務)

第 23 条 賃借人は、この契約の履行に関し事故等が生じた場合は、直ちに賃貸人に事故等の状況を報告しなければならない。

2 賃貸人及び賃借人は、第 15 条の規定により通知した内容又はこの契約に係る個別業務の実施者若しくは連絡先に変更があった場合は、速やかに、その旨を相手方に届け出なければならない。

(第三者への損害賠償の義務)

第 24 条 賃借人は、設置した自動販売機の倒壊、販売した飲料による食中毒等により第三者に損害を与えたときは、賃貸人の責めに帰すべき事由を除き、その賠償の責めを負うものとする。

2 賃貸人が、賃借人に代わって前項の賠償の責めを果たした場合には、賃貸人は、賃借人に対して求償することができるものとする。

(商品等の盗難又は毀損)

第 25 条 賃貸人は、設置された自動販売機、当該自動販売機で販売する商品若しくは当該自動販売機内の売上金若しくは釣銭の盗難若しくは毀損又は停電等による売り上げの減少等について、賃貸人の責めに帰することが明らかな場合を除き、その責めを負わない。

(秘密の保持)

第 26 条 賃貸人及び賃借人は、この契約の履行上知り得た相手方固有の業務上又は技術上の秘密情報を第三者に漏洩してはならない。この契約が完了し、又は解除された後も同様とする。

(解除権等)

第 27 条 貸貸人及び貸借人は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 貸貸人又は国若しくは他の地方公共団体において、公用又は公共用に供する必要が生じたとき。
- (2) 貸借人が、この契約に定める義務を履行しないとき。
- (3) 貸借人が、この契約に係る提案、その他提出資料に虚偽の記載をしたことが明らかになったとき、又はその資格を満たされなくなったとき。
- (4) 貸借人のこの契約の履行がはなはだしく不誠実と認められ、又は貸借人がこの契約を誠実に履行する意思がないと認められるとき。
- (5) 貸借人が第三者より差押え、仮差押え、仮処分、強制執行若しくは競売の申立て又は公租公課の滞納処分を受けたとき。
- (6) 貸借人について破産手続開始、民事再生手続開始又は会社更生手続開始の申立ての事実が生じたとき。
- (7) 貸貸人又は貸借人が、相手方の信用を著しく失墜させる行為をしたとき。
- (8) 貸貸人又は貸借人の信用が著しく失墜したと相手方が認めたとき。
- (9) 貸借人が、主務官庁から営業禁止又は営業停止処分を受け、自ら廃止、解散等の決議をし、又は事実上営業を停止したとき。
- (10) 貸借人が、資産、信用、組織、営業目的その他事業に重要な変動を生じ、又は合併を行うこと等により、貸貸人が契約を継続しがたい事態になったと認めたとき。
- (11) 貸借人が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(貸借人が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは行政財産貸付契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 貸借人が、アからオまでのいずれかに該当する者を個別業務の実施者としていた場合に、貸貸人が貸借人に当該業務の実施について解除を求め、貸借人がこれに従わなかったとき。

- (12) 前各号のほか、貸借人がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の目的を達することができないとき。

2 前項(第1号を除く。)の規定に該当することにより契約が解除された場合、貸借人は、当該解除の日から3年間は、貸貸人の行う自動販売機設置に関する提案に参加できないものとする。

3 第1項第1号の規定に該当することにより契約が解除された場合、貸借人は、これによって生じた損失について、その補償を貸貸人に求めることができる。

(談合による解除)

第 28 条 貸貸人は、前条の規定によるほか、賃借人がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 賃借人が公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条第 1 項に規定する排除設置命令を受け、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 賃借人が公正取引委員会から独占禁止法第 50 条第 1 項に規定する納付命令を受け、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 賃借人が公正取引委員会から独占禁止法第 66 号第 1 項から第 3 項までの規定による審決（排除措置命令又は納付命令の全部を取り消す審決を除く。）を受け、当該審決が確定したとき（独占禁止法第 77 条第 1 項の規定により、この審決の取り消しの訴えが提起された場合を除く。）。
- (4) 賃借人が公正取引委員会から受けた審決について、独占禁止法第 77 条第 1 項に規定する審決の取消しの訴えを提起した場合において、当該訴えについての請求を棄却し、又は当該訴えを却下する判決が確定したとき。
- (5) 賃借人（賃借人が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 3 又は第 198 条の規定に該当し、刑が確定したとき。

(賃借人の辞退の申出による解除)

第 29 条 賃借人は、契約の締結後、賃借人の責めに帰すべき理由により、自動販売機の設置を辞退しようとするときは、辞退を希望する日の 6 ヶ月前までに、書面にて辞退の旨の意思表示を行わなければならない。

- 2 貸貸人は、前項の申出があつたときは、速やかに事情を調査し、その承認の可否を書面により賃借人に通知するものとする。
- 3 賃借人は、辞退を希望する日の属する年度の末日までは、引き続き自動販売機を設置しなければならない。
- 4 賃借人は、辞退に伴う次回の当該自動販売機の設置にかかる提案には、参加できないものとする。

(違約金)

第 30 条 貸貸人は、第 27 条若しくは第 28 条の規定により、又は辞退を希望する日の 6 ヶ月前より後の賃借人からの辞退の申出によりこの契約を解除したときは、第 8 条の貸付料の額の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として、賃借人から徴収する。この場合において、違約金の額が 100 円未満であるとき、又はその額に 100 円未満の端数があるとき、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

- 2 前項に規定する場合において、貸貸人に生じた損害の額が同項に規定する違約金の額を超えたときは、貸貸人は、その超えた金額についても賠償を請求することができる。
- 3 第 1 項に規定する違約金は、違約罰であつて、次条に定める損害賠償の予定又はその一部とはしない。

(損害賠償)

第 31 条 賃借人は、その責めに帰すべき事由により貸付物件の全部又は一部を滅失し、又は毀損した場合は、当該滅失又は毀損による貸付物件の損害に相当する損害賠償金を、賃貸人に支払わなければならない。ただし、第 20 条第 2 項の規定により貸付物件を原状に回復したときは、この限りでない。

2 前項を本文に規定する場合のほか、賃借人がこの契約に定める義務を履行しないため、賃貸人に損害を与えたときは、賃借人はその損害に相当する金額を損害賠償として、賃貸人に支払わなければならない。

(談合その他の不正行為に係る賠償額の予定)

第 32 条 賃借人は、この契約に関して第 28 条各号のいずれかに該当するときは、賃貸人が契約を解除するか否かを問わず、第 8 条の貸付料の 100 分の 10 に相当する額の賠償金にこの契約の締結の日から当該賠償金の支払いの日までの日数に応じ年 3.1 パーセントの割合で計算した額の利息を付して賃貸人に支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(1) 第 28 条第 1 号から 4 号までに該当する場合であって、当該命令又は審決の対象となる行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法(昭和 57 年 6 月 18 日公正取引委員会告示第 15 号)第 6 項に規定する不当廉売であるとき又は賃貸人に金銭的損害を生じさせない行為であると賃貸人が認めるものであるとき。

(2) 第 28 条第 5 号に該当する場合であって、賃借人(賃借人が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人。以下この号において同じ。)が刑法第 198 条の規定に該当し、刑が確定したとき。ただし、賃借人が同法第 96 条の 3 の規定にも該当し、刑が確定したときを除く。

2 前項の場合において、賃借人が共同企業体であり、既に解散しているときは、賃貸人は、賃借人の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支払を請求することができる。この場合においては、賃借人の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して前項の額を賃貸人に支払わなければならない。

3 第 1 項の規定にかかわらず、賃貸人に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超えるときは、賃貸人は、その超えた金額についても賠償を請求することができる。

4 第 1 項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。

(貸付物件の返還)

第 33 条 第 6 条の貸付期間が満了した場合、又は第 27 条第 1 項、第 28 条若しくは第 29 条第 2 項の規定によりこの契約が解除された場合は、賃借人は、貸付物件を賃貸人の指定する期日までに、自己の費用をもって原状に回復して賃貸人に返還しなければならない。ただし、賃貸人において必要がないと認めたときは、変更された現状のまま返還することを妨げない。

(貸付料の返還等)

第 34 条 賃貸人は、第 27 条第 1 項及び第 28 条の規定により、この契約を解除したときは、既納の貸付料のうち、賃借人が貸付物件を賃貸人に返還した日以降の未経過期間の貸付料を日割計算による賃借人の請求に基づき、賃借人に返還する。

2 第 27 条第 1 項(第 1 号を除く。)及び第 28 条の規定により、この契約を解除したときは、解除により賃借人に損害があつても、賃貸人は損害を賠償する責めを負わない。ただし、賃貸人の責に

帰すべき事由による場合は除く。

(有益費等の請求権の放棄)

第 35 条 賃借人は、第 33 条の規定により貸付物件を返還する場合、貸付物件に投じた改良費等の有益費、修繕費等の必要費その他の費用があっても、これを賃貸人に請求することができないものとする。

(返還金の相殺)

第 36 条 賃貸人は、第 34 条の規定により貸付料を返還する場合において、賃借人が第 30 条に定める違約金又は第 31 条に定める損害賠償金を支払う義務があるときは、返還する貸付料の全部又は一部と相殺する。

(誓約書の提出)

第 37 条 賃借人及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと等をそれぞれが表明した誓約書を、賃貸人に提出しなければならない。ただし、賃貸人が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

(疑義等の決定)

第 38 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、この契約における募集要項等の内容を踏まえ、賃貸人と賃借人とで協議のうえ決定するものとする。

(裁判の管轄)

第 39 条 この契約に関する訴訟は、大阪地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

この契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

賃 貸 人 所在地

商号又は名称

代表者職氏名

Ⓜ

賃 借 人 所在地

商号又は名称

代表者職氏名

Ⓜ